

訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業 契約書

事業者 : 有限会社 ボールハールト
事業所 : ヘルパーステーション アップルライフ

様（以下「利用者」と略します）と、有限会社 ボールハールト（以下「事業者」と略します）の営むヘルパーステーション アップルライフ（以下「事業所」と略します）は、事業者が利用者に対して行う訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業（以下「訪問介護」と略します）について、次のとおり契約を締結します。

第1条 （居宅サービス契約の目的）

事業者は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように訪問介護を提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条 （契約期間）

1. この契約期間は、以下のとおりとします。

令和 年 月 日 から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満日までとします。

2. 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書等による契約終了の申し出がない場合、本契約は自動更新されるものとします。

第3条 （訪問介護計画・介護予防訪問介護計画）

事業所は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の「居宅サービス計画書」または「介護予防サービス計画書」の内容に沿って、「訪問介護計画」「介護予防訪問介護相当事業計画」を作成します。事業者はこの「訪問介護計画」「介護予防訪問介護相当事業計画」の内容を利用者及びそのご家族に説明します。

第4条 （訪問介護・介護予防訪問介護相当事業の内容）

1. 利用者が提供を受ける訪問介護の内容は、利用者及びそのご家族に説明します。
2. 事業所は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画・介護予防訪問介護相当事業計画に沿った内容のサービスを提供します。
3. 第2項のサービス従業者は、介護福祉士または実務者研修または訪問介護員養成研修1～2級課程を修了した者です。
4. 訪問介護計画が利用者との合意をもって変更され、または事業所が提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て、新たな内容の契約書を作成し、それをもって訪問介護・介護予防訪問介護の内容とします。

第5条 （サービス提供の記録）

1. 事業所は、訪問介護に実施ごとにサービス内容等をサービス実施記録に記入し、サービス終了時に利用者の確認を受けることとします。その控えは、利用者の希望があればいつでも利用者に交付します。
2. 事業所は、サービス実施記録を付けることとし、この契約終了後2年間保管します。
3. 利用者は、事業所の営業時間内にその事業所にて当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
4. 利用者は、希望があればいつでも当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条 （料金）

1. 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金を基に計算された月毎の合計金額を支払います。
2. 事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日頃までに利用者へ発送します。
3. 利用者は、当月料金の合計額を、翌月25日までにお支払いください。
4. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。
5. 利用者は、居宅においてサービス事業者がサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。
6. 介護保険の適用を受けないサービスは、全額自己負担になります。

第7条 （サービスの中止）

1. 利用者は、事業所に対して、サービス実施日の前日午後5時までに通知する事により、料金を負担する事なくサービス利用を中止することが出来ます。
2. 利用者が、サービス実施日の前日午後5時までに通知する事なくサービスの中止を希望した場合は、事業者は利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、キャンセル料として請求することが出来ます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第8条 （料金の変更）

1. 事業者は、利用者に対して、1ヵ月前までに文書で通知することにより利用単位毎の料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、お互いに取り交わします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知する事により、この契約を解約することができます。

第9条 （契約の終了）

1. 利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間を置いて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解除することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヵ月前の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが1ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合。
 - ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、著しく常識を逸脱する行為をなす等、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

第10条 （秘密保持）

1. 事業者、及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。
3. 事業者は、利用者の医療上緊急の必要がある場合や、問題や解決すべき課題等についてサービス担当者会議等で、情報を共有するために個人情報を用いる事を、本契約をもって同意とみなします。

第11条 （賠償責任）

1. 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
2. サービスの提供に伴って、事業者は自己の責めに帰すべからざる事由によって生じた損害については、賠償責任を負いません。
3. 利用者または利用者の家族の責めに帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、事業者はその利用者またはそのご家族に対し、その損害賠償を請求できるものとします。

※当事業所は、『一般財団法人全国公私病院連盟』と損害賠償保険契約を結んでおります。

第12条 （緊急時の対応）

事業者は、現に訪問介護の提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第13条 （身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から掲示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第14条 （連携）

事業者は、訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第15条 （相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第16条 （本契約に定めのない事項）

1. 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定める所を遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第17条 （裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者と事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とする事をあらかじめ合意します。

上記契約を証明する為、本書 2 通を作成し、利用者及び事業者が署名押印の上、それぞれ 1 部ずつ保有するものとします。

契約日	令和	年	月	日
事業者 住 所	〒036-0104 青森県平川市柏木町東田44番地6			
法人名	有限会社 ボールハールト 代表取締役 竹村 竜一			
事業所 所在地	〒030-0965 青森市松森2丁目8-13 REVOLUTION1 松森 C205 号室			
名称	ヘルパーステーション アップルライフ 説明者氏名 工藤 百合香 ㊞			

私は、本書面の契約内容に同意します。

利用者 氏 名	㊞		
住 所	〒		
(代理人) 氏 名	㊞ 本人との続柄 (		
住 所	〒		
お電話番号			

私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり上記署名を行いました。